

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
石油資源開発株式会社
代表取締役社長 岡 田 秀 一

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら次頁の「4. 議決権の行使について」をご参照のうえ、平成29年6月27日（火曜日）午後5時35分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
ステーションコンファレンス東京 「サピアホール」
(サピアタワー5階)
(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照のうえ、ご来場下さい。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第47期^{〔自 平成28年4月1日〕}_{〔至 平成29年3月31日〕}事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期^{〔自 平成28年4月1日〕}_{〔至 平成29年3月31日〕}計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役14名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

4. 議決権の行使について

【書面（議決権行使書）による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時35分までに到達するようご送付下さい。

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使】

- (1) 当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時35分までにご行使下さい。
- (2) 同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。なお、その他詳細につきましては34頁から35頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

【重複行使の取扱い】

- (1) 議決権行使書とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※下記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.japex.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

①事業報告の「2. 会社の現況」のうち、「(4) 会計監査人の状況」、「(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」及び「(6) 株式会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②及び③の事項となります。

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.japex.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、国内外の新規埋蔵量の確保を目指した投資並びに供給インフラの整備・拡充等に向けた内部留保を考慮しつつ、加えて、当社財務基盤を強化する観点から、各期の利益状況や今後の資金需要等を総合的に勘案したうえで、長期安定配当を行うことを基本方針としております。

第47期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金10円
配当総額 金571,526,370円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年6月29日

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役 渡辺 修、岡田秀一、石井正一、荻野 清、小椋伸幸、中山一夫、深澤 光、檜貝洋介、増井泰裕、大関和彦、井上尚久、伊藤 元、田中啓誉、川口順子、小島 明、伊藤鉄男の各氏（全員）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、経営体制の効率化のために2名減員し、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数
1	わた なべ おきむ 渡 辺 修 (昭和15年12月6日生) 再任	昭和39年4月 通商産業省入省 平成9年7月 通商産業事務次官 平成14年7月 日本貿易振興会理事長（のち(独)日本貿易振興機構（ジェトロ）理事長） 平成19年6月 当社代表取締役副社長 平成20年6月 " 代表取締役社長 平成28年6月 " 代表取締役会長 （現在に至る） （重要な兼職の状況） カナダオイルサンド㈱取締役 日本海洋石油資源開発㈱取締役 ジャベックス モントニー社会長	30,500株
【当期開催の取締役会への出席状況】14回中14回（100%） 【取締役候補者とした理由】 渡辺 修氏は、官庁等におけるエネルギー行政をはじめとする豊富な行政経験を通じた高い見識を有するとともに、平成19年から平成28年まで当社の代表取締役副社長、社長を歴任し、当社グループの事業の推進に大きく貢献しており、会長就任後は、大所高所からの確に経営指南していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式数
2	おか だ ひで いち 岡 田 秀 一 (昭和26年10月15日生)	昭和51年4月 通商産業省入省 平成22年7月 経済産業審議官 平成26年7月 日本電気㈱執行役員副社長 平成28年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 日本海洋石油資源開発㈱代表取締役社長 ㈱ジャベックスゴルフ代表取締役社長 横浜ゴム㈱社外取締役	500株
	再任		
【平成28年6月24日選任後当期開催の取締役会への出席状況】11回中9回（81%） 【取締役候補者とした理由】 岡田秀一氏は、官庁におけるエネルギー行政をはじめとする豊富な行政経験及び他の民間企業における経営経験を通じた高い見識を有するとともに、平成28年に代表取締役社長に就任以来、厳しい経営環境のなか、中心となって当社グループの事業を推進していることから、引き続き取締役候補者となりました。			
3	いし い しょう いち 石 井 正 一 (昭和24年9月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年6月 “ 企画室長 平成15年6月 “ 取締役企画室長 平成17年6月 “ 常務執行役員長岡鉱業所長 平成18年6月 “ 常務取締役長岡鉱業所長 平成19年6月 “ 常務取締役 平成23年6月 “ 専務取締役 平成24年11月 “ 専務取締役相馬プロジェクト 推進本部長 (のち 相馬プロジェクト本部長) 平成26年6月 “ 代表取締役副社長相馬プロ ジェクト本部長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 福島ガス発電㈱代表取締役社長	8,400株
	再任		
【当期開催の取締役会への出席状況】14回中14回（100%） 【取締役候補者とした理由】 石井正一氏は、当社経理、経営企画部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は代表取締役副社長として事務部門全般で社長を補佐するとともに、導管事業部担当、相馬プロジェクト本部長として、会社の適切な運営・管理及び当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式数
4	ふか さわ ひかる 深 澤 光 (昭和29年12月21日生) 再任	昭和54年4月 当社入社 平成16年9月 " 探鉱本部国内探鉱部長 平成21年6月 " 執行役員探鉱本部長補佐 平成22年3月 " 執行役員長岡鉱業所長 平成23年6月 " 執行役員国内事業本部長岡鉱業所長 平成24年6月 " 常務取締役国内事業本部長岡鉱業所長 平成26年6月 " 常務取締役国内事業本部副本部長 兼 相馬プロジェクト本部副本部長 平成27年6月 " 専務取締役国内事業本部長 兼 相馬プロジェクト本部副本部長 平成28年6月 " 専務取締役相馬プロジェクト本部副本部長 平成29年4月 " 専務取締役広域ガス供給本部長 兼 相馬プロジェクト本部副本部長 (現在に至る)	3,000株
【当期開催の取締役会への出席状況】14回中14回（100%） 【取締役候補者とした理由】 深澤 光氏は、石油、天然ガスの探鉱を専門とするとともに、当社国内外事業部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は専務取締役として広域ガス供給本部長及び相馬プロジェクト本部副本部長の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式数
5	ひ がい よう ずけ 檜 貝 洋 介 (昭和30年4月9日生) 再任	昭和53年4月 当社入社 平成15年9月 " 資材部長 平成19年6月 " 総務部長 平成21年6月 " 執行役員総務部長 平成22年6月 " 執行役員 平成24年6月 " 常務執行役員 平成25年6月 " 常務取締役 平成27年6月 " 常務取締役営業本部長 兼 相馬プロジェクト本部副本部長 平成28年6月 " 専務取締役営業本部長 兼 相馬プロジェクト本部副本部長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱ジャベックスエネルギー取締役 東北天然ガス㈱取締役 北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売㈱取締役	4,200株
【当期開催の取締役会への出席状況】14回中14回（100%） 【取締役候補者とした理由】 檜貝洋介氏は、当社資材、総務、営業部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は専務取締役として秘書室担当、資材部担当、営業本部長及び相馬プロジェクト本部副本部長の職務を担い、会社の適切な運営・管理及び当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。			
6	ます い やす ひろ 増 井 泰 裕 (昭和31年1月26日生) 再任	昭和54年4月 当社入社 平成17年12月 " 探鉱本部海外探鉱部長 平成22年6月 " 執行役員探鉱本部副本部長 平成23年6月 " 執行役員米州・ロシア事業本部副本部長 平成25年6月 " 常務執行役員米州・ロシア事業本部副本部長 平成27年6月 " 常務取締役米州・ロシア事業本部長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ジャベックス モントニー社社長 サハリン石油ガス開発㈱取締役	1,800株
【当期開催の取締役会への出席状況】14回中14回（100%） 【取締役候補者とした理由】 増井泰裕氏は、石油、天然ガスの探鉱を専門とするとともに、当社国内・海外事業部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は常務取締役として米州・ロシア事業本部長の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式数
7	おお ぜき かず ひこ 大 関 和 彦 (昭和32年1月19日生) 再任	昭和55年4月 当社入社 平成17年6月 " 海外本部イラク室長 平成22年2月 " イラク事業推進本部副本部長 平成22年6月 " 執行役員イラク事業推進本部 副本部長 平成23年6月 " 執行役員中東・アフリカ・欧 州事業本部長補佐 平成25年6月 " 常務執行役員中東・アフリ カ・欧州事業本部長補佐 平成25年8月 " 常務執行役員中東・アフリ カ・欧州事業本部副本部長 平成26年1月 " 常務執行役員 平成27年6月 " 常務取締役環境・新技術事業 本部長 平成28年6月 " 常務取締役 (現在に至る)	2,300株
【当期開催の取締役会への出席状況】14回中14回（100%） 【取締役候補者とした理由】 大関和彦氏は、当社海外事業、環境・新技術事業部門の業務における豊富な経験及び 知見を有しており、現在は常務取締役として、経営企画部担当、広報IR部担当、ビ ジネス・ソリューション室担当の職務を担い、会社の適切な運営・管理に大きく貢献 していることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式数
8	いの うえ たか ひき 井 上 尚 久 (昭和30年4月18日生) 再任	昭和55年4月 当社入社 平成21年3月 " 開発本部操業管理部長 平成22年7月 " 開発本部副本部長 平成23年6月 " 執行役員国内事業本部北海道 鉱業所長 平成26年6月 " 常務執行役員国内事業本部北 海道鉱業所長 平成27年6月 " 常務執行役員国内事業本部副 本部長 平成28年6月 " 常務取締役国内事業本部長 兼 相馬プロジェクト本部副 本部長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 日本海洋石油資源開発㈱取締役	1,700株
	【平成28年6月24日選任後当期開催の取締役会への出席状況】11回中11回 (100%) 【取締役候補者とした理由】 井上尚久氏は、国内外の油ガス田の開発、生産操業管理を専門とするとともに、当社国内事業部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は常務取締役として、国内事業本部長及び相馬プロジェクト本部副本部長の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。		
9	い とう はじめ 伊 藤 元 (昭和32年5月27日生) 再任	昭和55年4月 通商産業省入省 平成18年7月 経済産業大臣官房審議官 平成22年10月 当社社長命嘱託 平成24年6月 " 執行役員米州・ロシア事業本 部副本部長 平成27年6月 " 常務執行役員米州・ロシア事 業本部副本部長 平成28年6月 " 常務取締役米州・ロシア事業 本部副本部長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) カナダオイルサンド㈱取締役	800株
	【平成28年6月24日選任後当期開催の取締役会への出席状況】11回中10回 (90%) 【取締役候補者とした理由】 伊藤 元氏は、官庁における国際経験やエネルギー行政、当社海外事業部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は常務取締役として、米州・ロシア事業本部副本部長、カナダオイルサンドプロジェクト部担当役員補佐の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式数
10	た なか ひろ たか 田 中 啓 誉 (昭和30年3月19日生) 再任	昭和53年4月 当社入社 平成21年2月 " カンゲアン室長 平成24年6月 " 執行役員 平成25年10月 " 執行役員アジア・オセアニア 事業本部副本部長 平成27年6月 " 常務執行役員アジア・オセア ニア事業本部副本部長 平成28年6月 " 常務取締役アジア・オセアニ ア事業本部長 平成28年9月 " 常務取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) カンゲアン エナジー インドネシア社社長	1,400株
	【平成28年6月24日選任後当期開催の取締役会への出席状況】11回中10回 (90%) 【取締役候補者とした理由】 田中啓誉氏は、石油鉱業における掘削技術を専門とするとともに、当社海外事業部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は常務取締役として、カンゲアン エナジー インドネシア社社長の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。		
11	ひら た とし ゆき 平 田 敏 幸 (昭和33年1月5日生) 新任	昭和56年4月 当社入社 平成17年6月 ジャパン カナダ オイルサンド社 社長 (現在に至る) 平成24年6月 当社執行役員 平成27年6月 " 常務執行役員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ジャパン カナダ オイルサンド社社長	—
	【取締役候補者とした理由】 平田敏幸氏は、国内外油ガス田の開発、生産操業管理を専門とするとともに、オイルサンド事業における豊富な経験及び知見を有しており、現在は常務執行役員として、ジャパン カナダ オイルサンド社社長の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献しており、これらの知見と経験を当社経営に活かすことを期待し、新たに取締役候補者となりました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式数
14	い とう てつ お 伊 藤 鉄 男 (昭和23年3月15日生) 再任	昭和50年4月 検事任官 平成13年6月 東京地方検察庁特別捜査部長 平成21年1月 最高検察庁次長検事 平成23年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） （現在に至る） 平成23年4月 西村あさひ法律事務所オブカウン セル （現在に至る） 平成28年6月 当社取締役 （現在に至る） （重要な兼職の状況） 西村あさひ法律事務所オブカウンセル ユニゾホールディングス㈱社外監査役 高砂熱学工業㈱社外監査役 旭化成㈱社外監査役	—
【取締役在任年数】 1 年 【平成28年6月24日選任後当期開催の取締役会への出席状況】 11回中8回（72%） 【社外取締役候補者とした理由】 伊藤鉄男氏は、法律の専門家としての豊富な知識及び経験を有しており、現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者の当社における担当につきましては、本招集ご通知50ページから52ページに記載のとおりであります。
2. 候補者渡辺 修氏はジャパックス モントニー社会長を、候補者増井泰裕氏は同社社長を、それぞれ兼務しております。また、候補者平田敏幸氏はジャパン カナダ オイルサンド 社社長を兼務しておりますが、当社は両社に債務保証を行っております。候補者岡田 秀一氏は㈱ジャパックスグラフ代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で原油の取引を行っております。また、同氏は日本海洋石油資源開発㈱代表取締役社長を兼務しており、当社は同社からキャッシュ・マネジメント・システムによる資金の寄託を受けております。候補者石井正一氏は福島ガス発電㈱代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で業務委託契約を締結しております。候補者田中啓誉氏はカンゲアン エナジー インドネシア社社長を兼務しており、当社は同社に資金の貸付及び債務保証を行っております。
- なお、その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者川口順子氏、小島 明氏及び伊藤鉄男氏は社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案において各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 候補者伊藤鉄男氏が平成26年6月から社外監査役を務めている高砂熱学工業㈱及び同社元従業員は、同年11月に、独占禁止法違反を理由に、それぞれ罰金刑及び懲役刑（執行猶予付き）を受け、確定しております。さらに同社は、平成27年1月に国土交通省より60日間の営業停止処分を、同年10月には公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

また、同氏が平成27年6月から社外監査役を務めている旭化成㈱は、同子会社が、平成28年1月に国土交通省より、建設業法違反を理由に、15日間の営業停止処分、業務改善命令及び再発防止の勧告を受けました。

同氏は以上の処分の対象となる行為につきまして関与しておりませんが、こうした事象の再発防止について意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

5. 当社と候補者川口順子氏、小島 明氏及び伊藤鉄男氏は会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。本議案において各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 森谷信明、石関守男の両氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式数
1	いし ぜき もり お 石 関 守 男 (昭和28年2月28日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 " 経理部統括グループ長 平成17年6月 エスケー産業㈱取締役 平成21年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	2,300株
	再任	【当期開催の取締役会への出席状況】14回中14回 (100%) 【当期開催の監査役会への出席状況】12回中12回 (100%) 【監査役候補者とした理由】 石関守男氏は、当社経理部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、平成21年に当社監査役に就任以来、取締役の職務の執行に関する監査を適切に行い、その職責を果たしていることから、引き続き監査役候補者となりました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式数
2	うち だ けん じ 内 田 賢 二 (昭和32年1月12日生) 新任	昭和54年4月 当社入社 平成22年2月 " イラク事業推進本部技術部長 平成23年6月 " 中東・アフリカ・欧州事業本部イラクプロジェクト部長 平成23年7月 " 中東・アフリカ・欧州事業本部部長補佐 平成28年6月 " 執行役員中東・アフリカ・欧州事業本部部長補佐 兼 中東・アフリカ・欧州事業本部ドバイ事務所長 平成29年5月 " 執行役員中東・アフリカ・欧州事業本部部長補佐 (現在に至る)	—
	【監査役候補者とした理由】 内田賢二氏は、国内外油ガス田の開発、生産操業管理を専門とするとともに、当社海外事業部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は執行役員として、中東・アフリカ・欧州事業本部部長補佐の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献しており、これらの経験と知見を当社における監査に活かすことを期待し、新たに監査役候補者となりました。		

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績に鑑みまして、取締役に対しては賞与を支給しないこととし、従来の支給額等を勘案して、当期に在籍した監査役4名のうち社外監査役を除く2名に対し、役員賞与を総額4,800,000円支給することといたしたく存じます。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成26年6月25日開催の当社第44回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「旧プラン」といいます。）が、旧プランは、本定時株主総会の終結の時をもってその有効期間が満了することになります。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、当社定款第12条に基づき、下記2.「提案の内容」の要領により新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本更新の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される

ことを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が原則として買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等が付されていないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時における独立委員会の委員の略

歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社は、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び買付者等を被支配法人等⁹とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、法令等の遵守状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）¹⁰
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意その他の買付等に関する意思連絡の有無
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主の皆様、当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報
- ⑨ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係に関する情報
- ⑩ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び追加的に提出を求めた情報（もしあれば）を受領した場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（当社グ

ループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、原則として60日を上限とします。)を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び(当社取締役会に対して上記①記載のとおりの情報の提供を要求した場合には)当社取締役会からの情報等(追加的に提供を要求したものも含みます。)を受領してから適切な期間(当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、原則として最長60日とします。)が経過するまでの間(以下「独立委員会検討期間」といいます。)、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします(但し、延長期間の合計は、原則として30日間を上限とします。))。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由(以下「発動事由」と総称します。)のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受け又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権(その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以

下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し、①上記(e)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を経るべき旨の留保を付した場合、又は、②ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、株主総会の開催に要する時間等の諸般の事情を考慮の上、善管注意義務等に照らして、株主意思を確認することが適切であると判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

- (a) 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 買付者等による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、エネルギーの安定供給の確保又は需要家の利便の確保に重大な支障をきたすおそれがあること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
- 本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者¹¹、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹²、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹³（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由¹⁴が存

する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合¹⁵には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細（非適格者の本新株予約権の取扱いに関する事項を含みます。）は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の決議による、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間と同じく、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様へ不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成29年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
9. 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
10. 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
11. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
12. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
13. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
14. 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外

して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

15. 例えば、当初、特定大量買付者の特別関係者であった者が、本プランの発動の後に、当該特定大量買付者との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合等が考えられます。

以 上

別紙1

独立委員会規則の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役(選任される予定の者を含む。)、(ii)当社社外監査役(選任される予定の者を含む。)、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項についての決定、その他本プラン所定の事項等を行う。
- 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席(テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。)し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本更新時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

土屋 恵一郎（つちや けいいちろう）
（昭和21年12月23日生）

	職 歴
昭和55年4月	明治大学法学部講師
昭和61年4月	同大学法学部助教授
平成4年4月	同大学法学部教授（現在に至る）
平成16年4月	同大学法学部長
平成20年4月	同大学常勤理事
平成28年4月	同大学長（現在に至る）

※土屋恵一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

小島 明（こじま あきら）
（昭和17年7月18日生）

	職 歴
昭和40年4月	(株)日本経済新聞社入社
平成9年5月	同社取締役・論説主幹
平成12年5月	〃 常務取締役・論説主幹
平成15年5月	〃 専務取締役
平成16年5月	(公社)日本経済研究センター会長
平成21年7月	政策研究大学院大学客員教授
平成23年4月	政策研究大学院大学理事・客員教授（現在に至る）
平成27年6月	当社取締役（現在に至る）

※小島 明氏は、会社法第2条第15条に規定される当社社外取締役です。

※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

渡辺 裕泰（わたなべ ひろやす）
（昭和20年4月11日生）

職 歴

昭和44年7月 大蔵省入省
平成14年7月 国税庁長官
平成16年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
平成27年6月 当社監査役（現在に至る）
平成28年12月 日比谷パーク法律事務所顧問（現在に至る）

※渡辺 裕泰氏は、会社法第2条第16条に規定される当社社外監査役です。

※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

(ご参考) 買収防衛策のための新株予約権無償割当てに関するQ & A

本Q & Aは、株主総会参考書類としてではなく、本プランについてわかりやすく説明することを目的として参考として添付されるものです。正確かつ詳細な内容については、本招集ご通知14ページ以降及び当社の平成29年5月12日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照下さい。

Q 1. 買収防衛策更新の目的は何ですか。

- A. 第5号議案にてご承認をお願いしております本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の当社における手続を定め、その際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断したり、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉の機会等を確保するためのものです。当社としては、以上のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることに資するものと考えているため、既存の買収防衛策の有効期間満了を受け、買収防衛策を更新することといたしました。

Q 2. 今回更新される買収防衛策について前回のプランとの違いは何ですか。

- A. 本プランは前回のプランから変更していません。

Q 3. 本プランの概要を説明して下さい。

- A. 本プランは、有事の際に新株予約権の無償割当てを行う事前警告型ライツプランです。具体的には、次のような内容を有しています。
- ① 当社が発行者である株券等について20%以上の買付等を行うことを希望する買付者等は、予め本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書及び買付内容等の検討に必要な情報等を記載した買付説明書を当社に対して提出していただきます。
 - ② 取締役会は、買付説明書を速やかに独立委員会に送付し、独立委員会は、取締役会に対し、上記買付内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることがあります。
 - ③ 独立委員会は、買付者等や取締役会から情報を受領した後、専門家等の助言を独自に得つつ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉等を行います。
 - ④ 買付者等が、本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、当社は、必ず独立委員会の判断を経た上で、新株予約権の無償割当ての実施を決議することを予定しています。また、当社は、新株予約権の無償割当ての実施に関して株

主の意思を確認することもあります。

- ⑤ 本プランを発動する場合に割当てられる新株予約権には、買付者等による権利行使は原則として認められないという行使条件、及び当社が原則として買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。これにより買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で約50%まで希釈化される可能性があります。

Q4. 当社の買収防衛策は合理性が高いと聞いていますが、具体的にどのような点で合理性が高いのでしょうか。

A. 本プランの合理性を示す特徴は次のとおりです。

項 目	当 社 の 買 収 防 衛 策
株 主 意 思	・ 本総会において承認を得ることにより株主意思を反映。 ・ 有効期間満了前でも、株主総会において廃止する旨の決議がなされた場合、または取締役会で廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点で廃止されることから、本プランの消長には株主意思が反映。
独 立 委 員 会	・ 独立性のある社外取締役等により構成される独立委員会を設置。 ・ 当社の独立委員会委員は、独立性のある社外取締役1名、社外監査役1名及び社外有識者1名により構成。 ・ 防衛策の発動に際しては、必ず独立委員会が所定の具体的な要件を判断した上で行う勧告を経ることが必要。 ・ 当社の費用で専門家の助言を受けることができる。
手 続 開 始 要 件	20%以上の議決権保有、または20%以上の議決権取得をめざす公開買付け等。
発 動 要 件	合理的かつ客観的な要件の設定。
有 効 期 間 (サンセット条項)	3年間
取 締 役 会 の 構 成	取締役全14名（ただし、本総会において本招集ご通知4ページから12ページに記載の取締役候補者が選任された場合）中、3名が独立性のある社外取締役。
廃 止	株主総会決議または取締役会決議によりいつでも廃止可能（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できないデッドハンド型でも、発動を阻止するのに時間がかかるスローハンド型でもない）。

項 目	当 社 の 買 収 防 衛 策
目的・発動要件・手続等情報開示	プレスリリース、株主総会の議案・参考書類、及び株主総会等において十分な情報開示を行う。
招集通知の発送	株主総会の3週間前である平成29年6月6日（火曜日）に発送。

Q5. 本プランの更新によって株主にはどのような影響があるのでしょうか。

- A. 本プランの更新時にあたっては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。

次に、買付者等が出現し、本プランが発動されたときは、当社以外の株主の皆様には、新株予約権が無償で割当てられます。新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様は、行使期間開始日後、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式の交付を受けることができます。仮に株主の皆様がこのような行使手続を行わなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

もっとも、当社が、新株予約権を取得すると引換えに当社株式を交付する場合には、買付者等以外の株主の皆様は、ご自身で行使手続を行うことなく、相応の当社株式の交付を受けることができます。当社がかかる取得の手続を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをしなくとも、当社株式を受領することができますので、結果的には、保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

Q6. 新株予約権無償割当てが実施された場合には、株主はどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

- A. ① 新株予約権の行使

新株予約権無償割当てにより割当てられた新株予約権を行使する場合には、株主の皆様は、行使期間内に、原則として、新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（株主の皆様が行使条件を充足すること等の表明保証条項等を含む当社所定の書式によります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を提出した上、原則として、行使期間内に、行使価額に相当する金銭を払い込んでいただきます。

- ② 当社による新株予約権取得の手続

当社取締役会が新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が

別途定める日に、新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付します。この場合、株主の皆様には、当社所定の書式による書面の提出をお願いする場合があります。

- Q 7. 新株予約権無償割当てにより割当てられる新株予約権の行使条件のなかで、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続等が必要とされる非居住者（外国居住者）も、原則として新株予約権を行使することができないとされていますが、非居住者はこの本プランにより不利益を被るのでしょうか。
- A. まず、非居住者である株主の所在する国において適用法令上、新株予約権の行使に際して証券の登録義務の履行等の所定の手続を履行する等の必要が存しない場合には、かかる非居住者も新株予約権を行使することができます。
- また、当該非居住者である株主の所在する国において新株予約権の行使に際して証券の登録義務等の所定の手続が課される場合であっても、適用除外規定が利用できる場合等は、当該適用除外規定の要件を充足することを条件として、原則として新株予約権を行使することができます。
- さらに、当該非居住者の有する新株予約権について当社による取得条項の発動による取得の対象としても適用法令に抵触しないことが確認された場合には、当社による当社株式を対価とした新株予約権の取得がなされれば、これらの非居住者に対しても当社の株式が交付されることとなります。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

1. インターネットによる議決権の行使に際して、ご了承ください事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、ご行使下さいようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照下さい。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。
- (2) 今回ご案内する「議決権行使コード」及び「パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに「議決権行使コード」及び「パスワード」を発行いたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (4) インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効とさせていただきます。
- (5) インターネットに関する費用（プロバイダへの接続料金・通信事業者への通信用料等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com/>にアクセスして下さい。
- (2) 「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンを押して下さい。
「議決権行使コード」及び「パスワード」は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、平成29年6月27日（火曜日）午後5時35分までに議案に対する賛否をご入力、ご行使下さいようお願い申し上げます。

3. セキュリティーについて

行使された情報の改ざん、成りすましを防ぐため、暗号化（SHA-2）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」は、株様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。なお、当社より株様の「パスワード」をお問い合わせすることはございません。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせ下さい。

- (1) インターネットによる議決権の行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

電話 0120-768-524（フリーダイヤル）

（ご利用時間 午前9時から午後9時まで 土日休日を除く）

- (2) 上記(1)以外のお問い合わせ先

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

（ご利用時間 午前9時から午後5時まで 土日休日を除く）

【機関投資家の皆様へ】

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(提供書面)

事業報告

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

1. 企業集団の現況

(1) 当年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当年度における我が国経済は、年度の前半はアジア新興国や資源国等の景気の下振れによる世界経済の減速等を背景として弱さがみられたものの、年度の後半には輸出や生産が持ち直し、景気は緩やかな回復基調が続いています。

原油ＣＩＦ価格は、年度当初の１バレル３０ドル台後半から、徐々に回復し、１１月のＯＰＥＣの減産合意等の影響により２月には５０ドル台半ばまで達し、年度末にかけて同水準で推移しております。

為替相場は、前年度後半における円高傾向が当年度においても継続し、年度当初の１１０円台前半から９月には１００円台前半まで進行しましたが、その後は円安傾向に転じ、１月には１１０円台後半まで進行したものの、再び円高傾向となり、年度末にかけて１１０円台前半の水準となっています。この結果、当社グループの原油販売価格は、年度平均では前年度に比べ若干下落しました。

一方、天然ガスについては、原油価格の低迷に伴う石油製品等の価格下落によって、競合エネルギーとの相対的な競争力を打ち出しにくいエネルギー市況にあり、加えて当社マーケット近傍での他社によるＬＮＧ受入基地や関連パイプライン等の供給インフラ整備を巡る動きも進行していることから、市場環境は当社グループにとって厳しい状況にありました。

このような状況のもとで、当社グループは、社会生活に不可欠なエネルギーの長期安定供給を目指して、生産、輸送の安全操業に努めるほか、効率的な探鉱開発に全力を注いでまいりました。

まず、天然ガスの供給については、新潟・仙台間及び白石・郡山間ガスパイプライン等を活用して、沿線地域の需要開拓に積極的に取り組んでおります。また、北海道においては、勇払ＬＮＧ受入基地・ＬＮＧ内航船を有効に活用するなどして、道内の天然ガスの安定供給に万全を期しております。

加えて、パイプライン沿線以外の地域における天然ガスの需要に対応するため、タンクローリー及び鉄道タンクコンテナを利用したＬＮＧサテライト供給を行っています。

また、東北太平洋沿岸地域等の天然ガス需要増に積極的に対応するべく、福島県新地町（相馬港）にてLNG基地及び本基地に受け入れたLNGの気化ガスを当社幹線パイプラインまで輸送する接続パイプラインの建設工事を進めています。

なお、同LNG基地の隣接地において、関連会社の福島ガス発電㈱を通じてプロジェクトファイナンスを組成し、LNG気化ガスを利用した天然ガス火力発電事業に取り組むことを決定しました。

次に、探鉱開発の状況については、国内の作業として、新潟県で1坑の探掘を終了したほか、北海道で地熱構造試験井の掘削及び仮噴気試験を実施し、福島県においても他社と共同で同試験井の掘削を実施しました。

海外の探鉱開発については、英国北海において、ジャベックス ユーケー イーアンドピー社による試掘の結果を受けた評価作業に加え、別の鉱区においてジャベックス ユーケー イーアンドピー セントラル社は試掘位置を選定するための作業等を実施しております。

海外の生産中の主要プロジェクト会社の状況については、まず、カナダのアルバータ州ではハンギングストーン鉱区の一部において、ジャバンカナダ オイルサンド社が水平坑井を利用したビチューメンの生産をしておりますが、油価の動向等を考慮した結果、収支を改善するとともに、油価回復まで埋蔵量を温存するために平成28年5月より一時生産を休止しております。一方で、同鉱区における拡張開発工事が完了し、今後の同鉱区での増産に向けて作業を進めております。

さらに、カナダではブリティッシュ・コロンビア州におけるシェールガス開発・生産プロジェクト及び同州で検討中のLNGプロジェクトに参画しておりますが、同州ノースモントニー地域のシェールガス鉱区において、ジャベックス モントニー社が開発作業を行うとともに、シェールガスの生産を行っております。

米国テキサス州では、ジャベックス・ユーエス社がシェールオイル鉱区で開発作業を行うとともに、生産を行っております。

イラク南部陸上では、㈱ジャベックスガラフがガラフ油田において開発作業を行うとともに、原油の生産を行っております。

インドネシアのジャワ島東部海域では、カンゲアン鉱区において、エネルギー メガ プラタマ社が開発作業及び試掘作業を行うとともに、原油、ガスの生産を行っております。

また、同国では、カリマンタン島東部で㈱ユニバースガスアンドオイルが原油、ガスの生産を続けております。

さらに、ロシアのサハリン島北東部沖合では、サハリン石油ガス開発㈱が原油、ガスの生産を行っております。

当年度の業績については、原油及び国内天然ガスの販売数量の減少並びに販売価格が下落したことにより、原油・天然ガス（LNG及びピチューメンを含む）の売上高は、前年度に比べ313億円減（－16.6%）の1,577億円となりました。

これに、請負及びその他の売上加えた売上高は、前年度に比べ331億円減（－13.8%）の2,071億円となり、売上総利益は、前年度に比べ151億円減（－32.0%）の321億円となりました。

〔連結売上高〕

（百万円）

	平成27年度 第46期	平成28年度 第47期	増 減 (%)
（石油・天然ガス関連事業）			
原油・天然ガス	189,103	157,706	－31,396（－16.6）
原油	98,023	81,428	－16,594（－16.9）
天然ガス	68,469	55,329	－13,139（－19.2）
液化天然ガス	17,715	20,278	＋2,563（＋14.5）
ピチューメン	4,894	669	－4,225（－86.3）
請負	9,797	10,354	＋557（＋5.7）
その他	41,401	39,069	－2,332（－5.6）
〔連結売上高〕	240,302	207,130	－33,171（－13.8）

営業利益については、販売費及び一般管理費並びに国内及び海外での探鉱費の支出が減少したものの、前年度に比べ76億円減（－91.8%）の6億円となりました。

経常利益については、主に持分法適用会社である日本海洋掘削機における減損損失等の計上により、前年度における持分法による投資利益が持分法による投資損失に転じる減益要因があったものの、前年度における為替差損が為替差益に転じたこと等により営業利益における減益幅を縮小し、前年度に比べ24億円減（－52.2%）の22億円となりました。

さらに、減損損失が減少したこと及び固定資産売却益の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に比べ13億円増（＋64.7%）の34億円となりました。

探鉱開発の状況

当年度における当社グループが関与する主要な海外プロジェクトの探鉱開発の状況は次のとおりです。

対象国（地域）	会 社 名	概況
インドネシア (カリマンタン島東部)	㈱ユニバースガスアンドオイル	・生産物分与契約に基づくSaka Energi社及びENI社他との共同探鉱開発事業。既存油・ガス田より生産を実施中。
(ジャワ島東部海域)	Energi Mega Pratama Inc. (エネルギー メガ プラタマ社)	・生産物分与契約に基づく探鉱開発事業。現地操業会社 Kangean Energy Indonesia Ltd. (カンゲアン エナジー インドネシア社) により既存油・ガス田の生産及び開発作業を実施中。試掘作業を実施。
米 国 (テキサス州) マレーシア (サラワク沖)	Japex (U. S.) Corp. (ジャペックス・ユーエス社)	・米国テキサス州での鉱区リース契約に基づくマラソン社（米国）との共同開発事業。シェールオイルの生産及び開発作業を実施中。 ・マレーシアLNGIIIプロジェクトへの出資。
ロシア (サハリン島陸棚)	サハリン石油ガス開発㈱	・生産物分与契約に基づくエクソンモービル社他との共同探鉱開発事業。生産及び開発作業を実施中。
カナダ (アルバータ州)	カナダオイルサンド㈱	・鉱区リース契約に基づく、子会社の現地操業会社 Japan Canada Oil Sands Ltd. (ジャパン カナダ オイルサンド社) によるオイルサンド探鉱開発事業。同社単独事業のピチューメンの生産は低油価対策の一環として一時休止中である一方、同鉱区においてネクセン社（カナダ）と共同開発事業を実施し、拡張開発工事を完了。
(ブリティッシュ・コロンビア州)	JAPEX Montney Ltd. (ジャペックス モントニー社)	・鉱区リース契約に基づく、プログレス社（ペトロナス社（マレーシア）の子会社）他とのシェールガス共同開発事業。既存ガス田より生産及び開発作業を実施中。
英国北海 (アバディーン沖合海域)	JAPEX UK E&P Ltd. (ジャペックス ユーケーイーアンドピー社)	・ライセンス契約に基づく、アパッチ社（米国）他との共同探鉱開発事業。試掘の結果を受け、評価作業を実施中。
	JAPEX UK E&P CENTRAL Ltd. (ジャペックス ユーケーイーアンドピー セントラル社)	・ライセンス契約に基づく、アパッチ社（米国）他との共同探鉱開発事業。試掘位置を選定するための作業等を実施中。
イラク (イラク南部陸上)	㈱ジャペックスガラフ	・開発生産サービス契約に基づくペトロナス社他との共同開発事業。生産及び開発作業を実施中。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

原油、天然ガスの生産・販売の状況

当年度における原油、天然ガスの生産・販売の状況（数量）は次のとおりです。

〔当社グループの生産量〕

製 品 名	平成27年度 第46期	平成28年度 第47期	増 減 (%)
原 油 [kl]	1,908,080	1,570,228	−337,852(− 17.7)
天 然 ガ ス [千m ³]	1,331,251	1,380,939	+ 49,687(+ 3.7)
液化天然ガス [t]	2,202	10,154	+ 7,951(+361.0)
ビチューメン [kl]	306,432	90,751	−215,680(− 70.4)

（注） 天然ガス生産量の一部は、液化天然ガスの原料として使用しております。

なお、当社グループの主要な油・ガス田は、勇払油ガス田（北海道）、申川油田、由利原油ガス田、鮎川油ガス田（以上秋田県）、岩船沖油ガス田、東新潟、吉井、片貝各ガス田（以上新潟県）、ガラフ油田（イラク）等です。このほか、シェールガスは、カナダ ノースモントニー鉱区にて生産されております。なお、カナダ ハンギングストーン鉱区でのビチューメンの生産は、平成28年5月より一時休止しております。

〔当社グループの販売量〕

製 品 名	平成27年度 第46期	平成28年度 第47期	増 減 (%)
原 油 [kl]	2,926,653	2,670,522	−256,130(− 8.8)
天 然 ガ ス [千m ³]	1,780,537	1,864,865	+ 84,327(+ 4.7)
液化天然ガス [t]	208,246	398,295	+190,049(+ 91.3)
ビチューメン [kl]	306,436	91,627	−214,809(− 70.1)

（注） 上記の販売量には商品売上の数量が含まれております。

② 設備投資の状況

当年度における設備投資額は683億円であり、有形固定資産及び無形固定資産の受入額です。主なものとしては、生産施設工事のほか、カナダ ハンギングストーン鉱区拡張開発費並びに相馬LNG基地建設工事及びパイプライン建設工事等が含まれています。また、当年度におけるイラク ガラフ油田の開発等に係る生産物回収勘定への支出額は214億円です。

③ 資金調達の状況

当年度中、ジャパン カナダ オイルサンド社はカナダ ハンギングストーン鉱区拡張開発資金宛に208億円の長期借入を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況、他の会社の事業の譲受けの状況、他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分、吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

[単位：百万円] (※を除く)

区 分	平成25年度 第44期	平成26年度 第45期	平成27年度 第46期	平成28年度 第47期
売 上 高	276,588	304,911	240,302	207,130
経 常 利 益	43,889	54,839	4,652	2,222
親会社株主に帰属 する当期純利益	29,015	29,567	2,090	3,443
1株当たり当期純利益(※)	507円68銭	517円35銭	36円58銭	60円24銭
総 資 産	663,038	736,862	707,601	746,739
純 資 産	496,915	540,647	495,317	510,609
1株当たり純資産額(※)	7,389円62銭	8,055円59銭	7,366円40銭	7,655円26銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容 (対 象 地 域)
白 根 瓦 斯 ㈱	3,000	100.0	新潟県燕市、新潟市における ガスの製造、供給及び販売
㈱地球科学総合研究所	2,100	100.0	物理探鉱作業請負、物理探鉱 技術開発
㈱物理計測コンサルタント	446	100.0	物理検層、マッドロッキング 作業請負
エスケイエンジニアリング㈱	300	100.0	坑井掘削、エンジニアリング 業務請負
秋田県天然瓦斯輸送㈱	250	100.0	秋田県におけるパイプライン による天然ガス輸送
エ ス ケ イ 産 業 ㈱	90	100.0	石油製品の製造及び販売、不 動産管理及び保険代理店
㈱ジャベックスパイプライン	80	100.0	パイプラインの保守、管理
北 日 本 オ イ ル ㈱	80	100.0	原油及び石油製品の仕入販 売、廃油の再生処理
Japan Canada Oil Sands Ltd. (ジャパン カナダ オイルサンド社)	(千米ドル) 713,450	100.0 (100.0)	オイルサンドの探鉱開発、生産 (カナダアルバータ州)
Japex (U. S.) Corp. (ジャベックス・ユーエス社)	(千米ドル) 33,000	100.0	石油資源(シェールオイルを含む)の開発、生産 マレーシアLNGIIIプロジェクトへの出資 (米国テキサス州)
JAPEX UK E&P Ltd. (ジャベックス ユーケー イーアンドピー社)	(千英ポンド) 31,700	100.0	石油資源の探鉱開発 (英国北海アバディーン沖合海域)
カナダオイルサンド㈱	34,863	94.6 (1.0)	オイルサンドの探鉱開発、生産 (カナダアルバータ州)
㈱ジャベックスエネルギー	90	90.0	石油製品等及びLNGの仕入 販売
北 日 本 防 災 警 備 ㈱	30	87.3	産業防災業務、警備保障業務
日本海洋石油資源開発㈱	5,963	70.6	日本海大陸棚の石油資源の探 鉱開発、生産
㈱ジャベックスガラフ	20,930	55.0	石油資源の探鉱開発、生産 (イラク共和国南部陸上)
JAPEX UK E&P CENTRAL Ltd. (ジャベックス ユーケー イーアンドピー セントラル社)	(千英ポンド) 23,303	52.1	石油資源の探鉱開発 (英国北海アバディーン沖合海域)
JAPEX Montney Ltd. (ジャベックス モントニー社)	(千カナダドル) 918,583	45.0	シェールガスの開発、生産 (カナダブリティッシュ・コロンビア州)

(注) 1. 当社の出資比率欄の()は、間接出資比率で内数となっております。

2. Japan Canada Oil Sands Ltd. は、平成28年10月5日から平成29年2月28日までの間に159,993千米ドルの増資を行いました。
3. カナダオイルサンド㈱は、平成29年2月9日付で27,392百万円（うち資本金への充当額は13,696百万円）の増資を行いました。
4. ㈱ジャベックスBlockAは、平成29年1月31日付の書面による株主総会決議により、会社解散を決議いたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主 要 な 事 業 内 容 (対 象 地 域)
㈱ テ ル ナ イ ト	98	47.0	掘削用調泥剤の製造販売、泥水技術サービス
東 北 天 然 ガ ス ㈱	300	45.0	東北地方における天然ガス、石油系燃料の購入、販売
J J I S & N B. V. (ジェー・ジー・アイ エスアンドエヌ社)	(千ユーロ) 27,883	41.7 (62.5)	石油資源の開発、生産 (イラン・イスラム共和国海上)
㈱ユニバースガスアンドオイル	5,080	33.4 (40.1)	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア共和国カリマンタン島東部)
福 島 ガ ス 発 電 ㈱	537	33.3	福島県相馬港における天然ガス火力発電事業の推進
北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売㈱	30	33.0	九州地方における液化天然ガスの輸送、販売
日 本 海 洋 掘 削 ㈱	7,572	31.0	海洋における石油資源の掘削請負
Energi Mega Pratama Inc. (エネルギー メガ プラタマ社)	(千米ドル) 52,000	25.0	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア共和国ジャワ島東部海域)
サハリン石油ガス開発㈱	22,592	15.3 (30.6)	石油資源の探鉱開発、生産 (ロシアサハリン島陸棚)

(注) 1. 当社の出資比率欄の()は、国（経済産業大臣）を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。

2. J J I S & N B. V. は、平成28年10月31日付で9,000千ユーロの有償減資を行いました。

④ その他重要な出資会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主 要 な 事 業 内 容 (対 象 地 域)
国 際 石 油 開 発 帝 石 ㈱	290,809	7.3 (9.0)	石油資源の探鉱開発、生産

(注) 当社の出資比率欄の()は、国（経済産業大臣）を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。

(4) 対処すべき課題

生産・販売により減少する埋蔵量を維持・拡大し長期に亘り安定的な石油・天然ガスの供給体制の整備を図ることは、探鉱・開発・生産・販売を事業の軸とする当社において重要な課題です。また、国内天然ガス事業に係る競争の激化や地球温暖化対策の重要性の高まりといった社会情勢の変化等、当社を取り巻く経営環境の変化に対応するため、平成27年5月、当社は新たに今後10年程度を見据えた長期経営ビジョン（長期ビジョン）とその達成に向けた平成27年度から平成31年度までの5年間を対象とした中期事業計画を公表いたしました。

今次長期ビジョン及び中期事業計画においては、平成26年後半以降、国際原油価格が急激に低下し回復の見通しも不透明な状況にあるものの、石油・天然ガスは今後も長期に亘り世界の一次エネルギーの中で主要な役割を担い続けるとの認識の下、引き続き、前中期事業計画（平成23年度～平成27年度）（前中計）に掲げた「事業拡大の3本柱」（「探鉱・開発の効率の実施と新規埋蔵量の発見」、「効率的な天然ガス一貫操業システムの強化」、「技術研究開発及び環境問題への取組み」）をさらに発展させるべく、今後の取組みの方向性をまとめました。その要旨は以下のとおりです。

（長期ビジョン）

「石油・天然ガスE & P（探鉱・開発・生産）を軸とする総合エネルギー企業への転換」

当社は、前中計に基づき事業基盤の海外シフトを進めており、カナダオイルサンドハンギングストーン鉱区拡張エリアの開発移行や、カナダ ブリティッシュ・コロンビア州におけるシェールガス開発・生産プロジェクト及び同州で検討中のLNGプロジェクトへの参画等により、平成31年度における生産量目標日量10万バレル、埋蔵量目標5.5億バレルの達成に向けて取り組んでまいります。

これらの進行中プロジェクトを軌道に乗せ、生産操業開始以降の投資回収及び収益貢献を確実なものとし、前中計に掲げたE & P事業海外シフトの第2、第3段階（生産量及び埋蔵量の増加と再投資サイクルの確立）に相当し、平成37年の飛躍に向けた重要なステップであると位置づけます。

また、国内でのE & P事業について、既存油ガス田の価値最大化や国の基礎調査等を通じた海洋における新規ポテンシャルの追求に取り組む一方、鉱業の宿命として生産量・埋蔵量の減退が顕在化した場合にも、国内顧客へのエネルギー安定供給を全うすることを当社グループの第一の使命として堅持した上で、国内ガス供給インフラの一層の活用・拡充を図ってまいります。

加えて、最近の油価の大幅下落に直面し、改めて油価のボラティリティの大きさを認識するなか、今後、海外E & P事業の収入が増加することを勘案

すれば、油価変動が業績に与える影響度を極力軽減し、経営の安定性を高める観点から、事業の多様化への取組みが必要であると認識します。

そのため、これまでE & P事業にほぼ特化してきた当社の事業分野について、発電事業を含む石油・天然ガス供給の関連分野（天然ガス火力発電、LNGカーゴ売買、LNG基地周辺事業等）や、保有するE & P専門技術と親和性・共通性のある新事業（環境・新技術事業の収益事業化、海洋鉱物資源の探査事業等）に積極的に拡大し、従来型E & P事業に留まらない事業からの収益拡大を目指します。

（事業展開方針）

「E & P事業」

- ・ 進行中プロジェクトの着実な遂行と生産段階での収益確保。
- ・ 国内でのポテンシャル追求と効率的操業体制の構築。
- ・ 進行中プロジェクトの開発を着実に軌道に乗せるとともに、中長期的にRRR>1（注）を維持。

（注）RRR：Reserve Replacement Ratio＝（一定期間中の）「埋蔵量の増加分」÷「生産量」

「国内天然ガス等供給事業」

- ・ 調達ソースと供給形態の多様化と規模の拡大。
- ・ 相馬LNG基地の運開及び発電事業の実現。
- ・ 平成37年までに天然ガス取扱量250万t（LNG換算）のサプライヤーを目指す。

「環境・新技術事業」

- ・ メタンハイドレートの技術開発。
- ・ CCSの実証推進及び民間事業化要件（制度等）の整備。
- ・ 地熱発電事業の推進。 等

「CSR経営」

- ・ すべてのステークホルダーからの期待・要請に応え、信頼されるグローバル企業として成長するため、当社CSR重点課題「SHINE」（注）を実現するための取組みを推進。

（注） S	エネルギー安定供給	: Stable & Sustainable Energy Supply
H	企業文化としてのHSE	: HSE as Our Culture
I	誠実性とガバナンス	: Integrity & Governance
N	社会との良好な関係構築	: Being a Good Neighbor
E	選ばれる魅力ある職場	: The Employer of Choice

(収益目標)

- ・進行中案件の徹底管理による収益規模の拡大。
- ・油価低迷時の「安定配当の維持」。
- ・将来の油価回復及び進行中プロジェクトの収益実現段階での配当水準の向上等による株主還元の拡充。

現在、当社グループは、上記長期ビジョン・中期事業計画に基づき、鋭意事業を推進しているところですが、原油・ガス価格の低迷が継続するなかで、一部プロジェクトの遅延や連結業績の悪化に直面しており、引き続き、事業基盤及び競争力の一層の強化に努め、徹底した経営効率化を進めることにより、企業グループとしての持続的発展と株主価値の最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、次のとおり原油・天然ガスの探鉱開発をはじめとする石油・天然ガス関連事業を行っております。

〔石油・天然ガス関連事業〕

種 別	事 業 内 容
原油・天然ガス	・原油・天然ガスの探鉱開発、生産、仕入、販売（LNG及びビチューメンに関する事業を含む）
請負	・坑井の掘削作業、坑井に関する作業、物理探鉱作業、パイプライン保守管理等の請負
その他	・石油製品の製造、販売等 ・原油、天然ガス及びLNGの受託輸送

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

[石油・天然ガス関連事業]

原油・天然ガス	当社 本社	東京都千代田区	
	日本海洋石油資源開発㈱ 本社	東京都千代田区	
	国内事業拠点	当社 北海道鉱業所	北海道苫小牧市
		秋田鉱業所	秋田県秋田市
		長岡鉱業所	新潟県長岡市
		日本海洋石油資源開発㈱ 新潟鉱業所	新潟県新潟市
		白根瓦斯㈱	新潟県燕市
	海外事業拠点	当社 ヒューストン事務所	米国テキサス州ヒューストン市
		北京事務所	中華人民共和国北京市
		ジャカルタ事務所	インドネシア共和国ジャカルタ市
		ロンドン事務所	英国ロンドン市
		ドバイ事務所	アラブ首長国連邦ドバイ
		ジャパン カナダ オイルサンド社	カナダアルバータ州カルガリー市
	研究開発拠点	当社 技術研究所	千葉県千葉市
請負	国内事業拠点	㈱地球科学総合研究所	東京都文京区
		㈱物理計測コンサルタント	東京都千代田区
		エスケイエンジニアリング㈱	東京都千代田区
		㈱ジャベックスパイプライン	新潟県長岡市
		北日本防災警備㈱	新潟県新潟市
その他	国内事業拠点	エスケイ産業㈱	東京都港区
		㈱ジャベックスエネルギー	東京都千代田区
		北日本オイル㈱	山形県酒田市
		秋田県天然瓦斯輸送㈱	秋田県秋田市

- (注) 1. 平成29年4月1日付の当社組織改編により、北海道鉱業所は北海道事業所、秋田鉱業所は秋田事業所、長岡鉱業所は長岡事業所に名称変更いたしました。
2. 平成29年4月1日付の当社組織改編により相馬事業所（福島県相馬郡新地町）を新設いたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
1,825名 (500)	-22名 (+ 1)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
897名 (183)	- 5名 (- 1)	39.6歳	17.2年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数の算出にあたっては、使用人のうち他社からの出向者等（71名）を除外しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入残高
シンジケートローン（注）	65,933百万円
㈱国際協力銀行	65,933
㈱みずほ銀行	5,048
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	4,487
㈱三井住友銀行	2,243
㈱日本政策投資銀行	2,000
三井住友信託銀行 ㈱	1,682

(注) ㈱みずほ銀行をエーエージェントとし、㈱三菱東京ＵＦＪ銀行、㈱三井住友銀行からのローンにより構成される協調融資です。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当年度中、記載すべき事項はありません。

2. 会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 57,154,776株
- ③ 株 主 数 14,978名
- ④ 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
経 済 産 業 大 臣	19,432,724株	34.00%
国 際 石 油 開 発 帝 石 ㈱	2,852,212	4.99
J F E エ ン ジ ニ ア リ ン グ ㈱	1,848,012	3.23
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	1,417,400	2.48
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	1,357,800	2.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,241,426	2.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,076,039	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口4)	1,000,600	1.75
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	803,293	1.41
㈱ み ず ほ 銀 行	720,152	1.26

(注) 持株比率は、自己株式(2,139株)を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会 長	渡 辺 修	カナダオイルサンド(株)取締役 日本海洋石油資源開発(株)取締役 ジャベックス モントニー社会長
*1 代表取締役 社 長	岡 田 秀 一	日本海洋石油資源開発(株)代表取締役社長 (株)ジャベックスガラフ代表取締役社長 横浜ゴム(株)取締役
*2 代表取締役 副 社 長	石 井 正 一	社長補佐（事務） ガス導管事業室担当、相馬プロジェクト本部長 福島ガス発電(株)代表取締役社長
*2 代表取締役 副 社 長	荻 野 清	社長補佐（技術） 技術本部長 HSE統括部、カナダオイルサンドプロジェクト部担当 ジャパン カナダ オイルサンド社会長 カナダオイルサンド(株)代表取締役社長
*2 取 締 役 副 社 長	小 椋 伸 幸	エスケイエンジニアリング(株)代表取締役社長 日本海洋石油資源開発(株)取締役
*2 専務取締役	中 山 一 夫	人事部担当
*2 専務取締役	深 澤 光	広域ガス供給準備室担当 相馬プロジェクト本部副本部長
*2 専務取締役	檜 貝 洋 介	営業本部長、秘書室、資材部担当 相馬プロジェクト本部副本部長 (株)ジャベックスエネルギー取締役 東北天然ガス(株)取締役 北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売(株)取締役
*2 常務取締役	増 井 泰 裕	米州・ロシア事業本部長 ジャベックス モントニー社社長 サハリン石油ガス開発(株)取締役
*2 常務取締役	大 関 和 彦	経営企画部、広報IR部、 ビジネス・ソリューション室担当
*2 常務取締役	井 上 尚 久	国内事業本部長 相馬プロジェクト本部副本部長 日本海洋石油資源開発(株)取締役
*2 常務取締役	伊 藤 元	米州・ロシア事業本部副本部長 カナダオイルサンドプロジェクト部担当役員補佐 カナダオイルサンド(株)取締役
*2 常務取締役	田 中 啓 誉	カンゲアン エナジー インドネシア社社長
取 締 役	川 口 順 子	明治大学国際総合研究所特任教授 豊田通商(株)取締役
取 締 役	小 島 明	政策研究大学院大学理事・客員教授

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	伊 藤 鉄 男	西村あさひ法律事務所オブカウンセル ユニゾホールディングス㈱監査役 高砂熱学工業㈱監査役 旭化成㈱監査役
常勤監査役	森 谷 信 明	
常勤監査役	石 関 守 男	
監 査 役	渡 辺 裕 泰	乃村工藝社㈱監査役、三井物産㈱監査役、 日比谷パーク法律事務所顧問
監 査 役	中 島 敬 雄	

- (注) 1. 取締役 岡田秀一、井上尚久、伊藤 元、田中啓誉、伊藤鉄男は、平成28年6月24日開催の定時株主総会で新たに就任いたしました。
2. 取締役 棚橋祐治、三家 茂、兵藤元史は、平成28年6月24日付で退任いたしました。
3. 取締役 川口順子、小島 明及び伊藤鉄男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役 渡辺裕泰及び中島敬雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役 石関守男は、長年に亘る当社等での経理業務の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 渡辺裕泰は、大蔵省（現 財務省）等での行政執行や大学院教授としての経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 中島敬雄は、長年に亘る金融機関での経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役 川口順子の豊田通商㈱の兼職は社外取締役に該当いたします。なお、兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。また、兼職のうち、明治大学国際総合研究所特任教授は、平成29年4月1日付で明治大学国際総合研究所フェローに変更となりました。
9. 取締役 小島 明の兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
10. 取締役 伊藤鉄男のユニゾホールディングス㈱、高砂熱学工業㈱及び旭化成㈱の兼職はいずれも社外監査役に該当いたします。なお、兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
11. 監査役 渡辺裕泰の乃村工藝社㈱及び三井物産㈱の兼職はいずれも社外監査役に該当いたします。なお、兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
12. 当社は取締役 川口順子、小島 明及び伊藤鉄男、監査役 渡辺裕泰及び中島敬雄を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
13. 当社は平成26年5月12日付で戦略・コマーシャル担当としてAjay Singh（アジャイシン）にスペシャルアドバイザーを委嘱いたしております。
14. 平成29年4月1日付の組織改編により、代表取締役副社長 石井正一の担当のうちガス導管事業室担当は導管事業部担当に、専務取締役 深澤 光の担当のうち広域ガス供給準備室担当は広域ガス供給本部長になりました（ガス導管事業室の業務は導管事業部に、広域ガス供給準備室の業務は広域ガス供給本部に継承されました）。
15. 当社は平成17年6月24日付で執行役員制度を導入いたしております。
- ＊1：代表執行役員を兼任しております。
- ＊2：執行役員を兼任しております。

なお、取締役を兼任しない執行役員は以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 役 職
常務執行役員	平 田 敏 幸	ジャパン カナダ オイルサンド社社長
常務執行役員	山 下 通 郎	経理部担当
常務執行役員	須 賀 国 男	総務部、内部統制、情報システム部担当
執 行 役 員	村 橋 庸 也	国内事業本部秋田鉱業所長
執 行 役 員	浜 田 康 史	技術本部副本部長
執 行 役 員	石 井 美 孝	国内事業本部長岡鉱業所長
執 行 役 員	高 橋 明 久	ビジネス・ソリューション室長
執 行 役 員	和 地 民 雄	営業本部副本部長
執 行 役 員	村 山 隆 平	中東・アフリカ・欧州事業本部長
執 行 役 員	石 井 秀 明	営業本部副本部長
執 行 役 員	内 田 賢 二	中東・アフリカ・欧州事業本部ドバイ事務所長
執 行 役 員	加 来 仙一朗	カンゲアン エナジー インドネシア社副社長
執 行 役 員	国 安 稔	アジア・オセアニア事業本部長
執 行 役 員	竹 花 康 夫	環境・新技術事業本部長

※平成29年4月1日付の組織改編により、執行役員 村橋庸也は秋田事業所長に、執行役員 石井美孝は長岡事業所長となりました（国内事業本部秋田鉱業所は秋田事業所に、国内事業本部長岡鉱業所は長岡事業所となりました）。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対 象 人 員	報酬等の総額
取 締 役	19名	524百万円
監 査 役	4	78
合 計 (う ち 社 外 役 員)	23 (5)	603 (65)

- (注) 1. 上記の対象人員には、平成28年6月24日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含みます。
2. 上記の金額は、当年度中に支給あるいは引当てのなされた役員報酬及び役員賞与引当金からなっております。
3. 上記報酬等の総額のほか、平成27年6月24日開催の第45回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、平成28年6月24日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名への退職慰労金として210百万円を支給しております。

③ 社外役員に関する事項

イ) 取締役 川口 順子

〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕

- ・該当する事項はありません。

〔当年度における主な活動状況〕

- ・取締役会は14回開催中13回出席し、国務大臣としての、また、官庁や民間企業等での豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

〔責任限定契約の内容の概要〕

- ・当社と取締役 川口順子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕

- ・該当する事項はありません。

ロ) 取締役 小島 明

〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕

- ・該当する事項はありません。

〔当年度における主な活動状況〕

- ・取締役会は14回開催中全てに出席し、新聞社等での豊富な経営経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

〔責任限定契約の内容の概要〕

- ・当社と取締役 小島 明氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕

- ・該当する事項はありません。

ハ) 取締役 伊藤 鉄男

〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕

- ・該当する事項はありません。

〔当年度における主な活動状況〕

- ・取締役会は11回開催中8回出席し、法律の専門家としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

〔責任限定契約の内容の概要〕

- ・当社と取締役 伊藤鉄男氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕

- ・該当する事項はありません。

(注) 取締役 伊藤鉄男氏につきましては、平成28年6月24日開催の第46回定時株主総会における選任後の状況を記載しております。

二) 監査役 渡辺 裕泰

〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕

- ・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕

- ・該当する事項はありません。

〔当年度における主な活動状況〕

- ・取締役会は14回開催中13回出席し、監査役会は12回開催中全てに出席し、大蔵省（現 財務省）等での行政執行や大学院教授としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

〔責任限定契約の内容の概要〕

- ・当社と監査役 渡辺裕泰氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕

・該当する事項はありません。

ホ) 監査役 中島 敬雄

「重要な兼職の状況及び当社との関係」

・上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、記載すべき事項はありません。

「主要取引先等特定関係事業者との関係」

・該当する事項はありません。

「当年度における主な活動状況」

- ・取締役会は14回開催中13回出席し、監査役会は12回開催中全てに出席し、金融機関での豊富な経営経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

「責任限定契約の内容の概要」

- ・当社と監査役 中島敬雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕

・該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

会計監査人の状況については、当社ホームページ（<http://www.japex.co.jp/>）に掲載しています。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況については、当社ホームページ（<http://www.japex.co.jp/>）に掲載しています。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針については、当社ホームページ(<http://www.japex.co.jp/>)に掲載しています。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	161,359	流 動 負 債	37,911
現金及び預金	109,488	支払手形及び買掛金	13,634
受取手形及び売掛金	28,283	役員賞与引当金	24
有 価 証 券	1,302	そ の 他	24,252
商 品 及 び 製 品	4,282	固 定 負 債	198,218
仕 掛 品	84	長期借入金	141,903
原材料及び貯蔵品	5,414	繰延税金負債	29,497
繰延税金資産	143	役員退職慰労引当金	69
短期貸付金	4,348	退職給付に係る負債	3,572
そ の 他	8,042	資産除去債務	18,292
貸倒引当金	△ 31	そ の 他	4,882
固 定 資 産	585,380	負 債 合 計	236,129
有形固定資産	383,790	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	39,433	株 主 資 本	360,155
坑 井	35,765	資 本 金	14,288
機械装置及び運搬具	17,790	資 本 剰 余 金	183
鉱 物 資 源	50,810	利 益 剰 余 金	345,693
土 地	16,736	自 己 株 式	△ 10
建設仮勘定	217,984	その他の包括利益累計額	77,363
そ の 他	5,268	その他有価証券評価差額金	69,832
無形固定資産	8,487	繰延ヘッジ損益	△ 226
そ の 他	8,487	為替換算調整勘定	7,301
投資その他の資産	193,102	退職給付に係る調整累計額	455
投資有価証券	148,237	非支配株主持分	73,091
長期貸付金	11,672	純 資 産 合 計	510,609
繰延税金資産	4,668	負 債 純 資 産 合 計	746,739
退職給付に係る資産	954		
そ の 他	30,171		
貸倒引当金	△ 51		
海外投資等損失引当金	△ 2,549		
資 産 合 計	746,739		

連結損益計算書

〔自 平成28年4月1日〕
〔至 平成29年3月31日〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		207,130
売上原価		174,957
売上総利益		32,172
探鉱費		1,512
販売費及び一般管理費		29,975
営業利益		685
営業外収益		
受取利息	1,243	
受取配当金	2,301	
有価証券売却益	104	
為替差益	3,444	
その他の	920	8,014
営業外費用		
支払利息	1,245	
有価証券売却損	15	
持分法による投資損失	4,255	
その他の	961	6,477
経常利益		2,222
特別利益		
固定資産売却益	892	
権益譲渡益	403	
その他の	5	1,301
特別損失		
固定資産除却損	90	
減損損失	62	
事業整理損失	177	
その他の	0	331
税金等調整前当期純利益		3,192
法人税、住民税及び事業税	2,619	
法人税等調整額	△ 977	1,642
当期純利益		1,550
非支配株主に帰属する当期純損失		1,892
親会社株主に帰属する当期純利益		3,443

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	76,615	流 動 負 債	42,055
現金及び預金	42,577	買掛金	9,247
売掛金	16,948	1年内返済予定の長期借入金	4,487
商品及び製品	4,181	リース債務	422
原材料及び貯蔵品	4,416	未払金	916
前渡金	16	未払費用	5,078
前払費用	582	未払法人税等	96
未収収益	43	繰延税金負債	1,356
短期貸付金	0	預り金	126
関係会社短期貸付金	4,687	関係会社預り金	19,448
未収入金	1,095	役員賞与引当金	4
立替金	861	資産除去債務	868
その他の	1,203	その他の	1
固 定 資 産	416,403	固 定 負 債	53,022
有形固定資産	85,395	長期借入金	10,975
建物	8,241	リース債務	2,376
構築物	12,959	繰延税金負債	24,700
坑井	1,686	退職給付引当金	3,194
機械及び装置	12,251	関係会社事業損失引当金	319
船舶	0	資産除去債務	10,956
車両運搬具	5	その他の	499
工具、器具及び備品	1,039	負 債 合 計	95,077
土地	14,199	純 資 産 の 部	
リース資産	2,654	株 主 資 本	328,072
建設仮勘定	32,357	資本金	14,288
掘さく仮勘定	0	利益剰余金	313,794
無形固定資産	1,306	利益準備金	3,572
借地権	174	その他利益剰余金	310,222
ソフトウェア	899	海外投資等損失準備金	4,787
その他の	232	探鉱準備金	19,379
投資その他の資産	329,700	特別償却準備金	360
投資有価証券	123,175	固定資産圧縮積立金	713
関係会社株式	195,938	探鉱投資等積立金	47,246
長期貸付金	514	別途積立金	171,600
関係会社長期貸付金	13,047	繰越利益剰余金	66,135
長期前払費用	2,356	自 己 株 式	△ 10
前払年金費用	834	評価・換算差額等	69,869
その他の	2,192	その他有価証券	69,869
貸倒引当金	△ 16	評価差額金	
海外投資等損失引当金	△ 8,341	純 資 産 合 計	397,941
資 産 合 計	493,018	負 債 純 資 産 合 計	493,018

損 益 計 算 書

〔自 平成28年4月1日〕
〔至 平成29年3月31日〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		150,137
売 上 原 価		119,929
売 上 総 利 益		30,208
探 鉱 費		1,414
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,855
営 業 利 益		7,938
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	929	
有 価 証 券 利 息	0	
受 取 配 当 金	6,793	
そ の 他	1,952	9,675
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	196	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2	
休 止 設 備 関 連 費 用	244	
休 鉱 山 管 理 費	157	
為 替 差 損	245	
そ の 他	293	1,140
経 常 利 益		16,473
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	891	891
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	73	73
税 引 前 当 期 純 利 益		17,291
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,109	
法 人 税 等 調 整 額	1,118	2,227
当 期 純 利 益		15,063

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

石油資源開発株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 杉 裕 亮 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 聡 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 剛 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石油資源開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

石油資源開発株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古 杉 裕 亮 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 橋 聡 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 田 剛 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石油資源開発株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

石油資源開発株式会社 監 査 役 会

常勤監査役 森 谷 信 明 ㊞

常勤監査役 石 関 守 男 ㊞

社外監査役 渡 辺 裕 泰 ㊞

社外監査役 中 島 敬 雄 ㊞

以 上

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

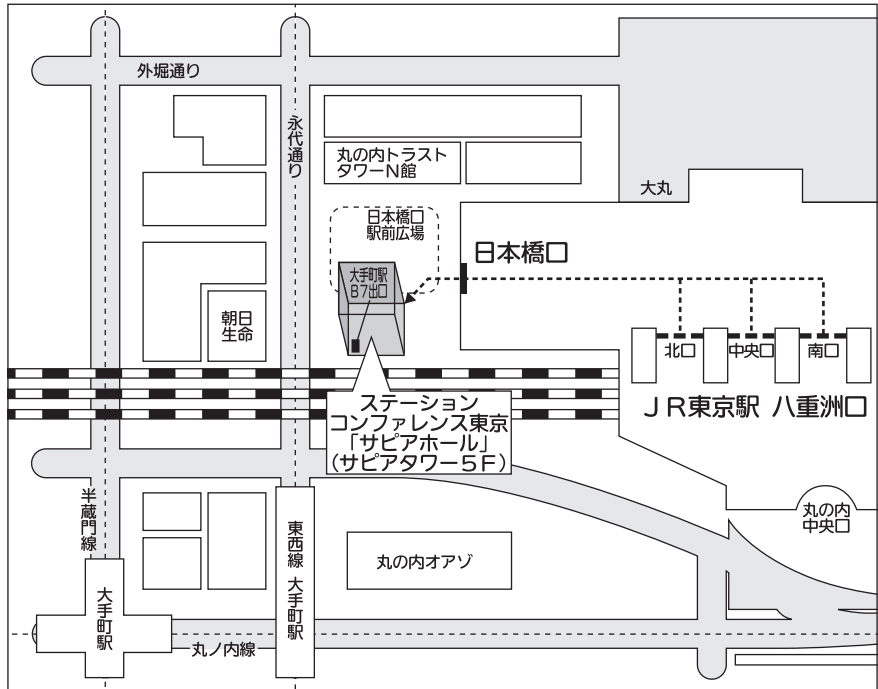
事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
ステーションコンファレンス東京「サピアホール」(サピアタワー5階)
電話 03-6888-8080 (代表)



ＪＲ東京駅 八重洲北口改札口より徒歩４分
新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩２分
地下鉄 大手町駅Ｂ７出口より徒歩２分
(地下鉄をご利用の場合、東京メトロ東西線大手町駅が最寄駅となります。)